



ひと、くらし、みらいのために  
宮城労働局  
Miyagi Labour Bureau  
<http://www.miyarou.go.jp/>

## Press Release

報道関係者 各位

平成23年6月1日

宮城労働局労働基準部労災補償課

労災補償課長 奥平 満男

労災管理調整官 酒井 真

電話022(299)8843

### 労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の提

### 出期限6月30日を8月31日に延長しました

「労働者災害補償保険法」に基づく年金たる保険給付又は「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族年金については、適正な保険給付を行うとの観点から、その受給権者に対し、毎年1回、定期報告書の提出を頂いているところです。

その提出時期は、傷病（補償）年金及び障害（補償）年金については受給権者の生年月日の属する月が、遺族（補償）年金については当該年金たる保険給付を支給すべき事由に係る死亡労働者の生年月日の属する月が、特別遺族年金については当該年金を支給すべき事由に係る死亡労働者の生年月日の属する月が、それぞれ1月から6月までの月である場合には、6月30日とされています。

しかしながら、今般の東日本大震災による甚大な被害が生じている中で、年金受給者（災害救助法が適用された市町村に住所地を有する方）であって、誕生月が1月1日から6月30日までの方に対し、6月30日までに定期報告書の提出を求めることは困難と考えられるため、平成23年度は定期報告書の提出期限を6月30日から8月31日までに延長しました。

なお、提出に際しましては下記に留意下さいますようお願いいたします。

#### 記

- 1 定期報告書の添付書類（診断書、戸籍、住民票）は、平成23年6月1日から平成23年8月31日までの期間に作成されたものになりますが、提出が困難な方は労働基準監督署にご相談願います。
- 2 自宅を離れて避難生活を余儀なくされている労災年金受給者の方は、郵便局への転居

届の手續きがお済みの場合であっても、避難後の居住先を所轄の労働基準監督署又は最寄りの労働基準監督署までご連絡頂きますようよろしくお願いします。

別添 提出期限延長のお知らせ

## 労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の提出期限延長のお知らせ

災害救助法が適用された市町村に住所地を有する労災保険年金・特別遺族年金受給者の皆さまへ

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

東日本大震災により、災害救助法が適用された市町村(東京都の区域を除く。)に住所地を有する皆様の定期報告書(労災就学等援護費の定期報告書を含む。)の『提出期限』(通常は6月30日)が平成23年8月31日に延長されることとなりました。

### ○提出期限が平成23年8月31日に延長されました。

提出期間は、平成23年6月1日から平成23年8月31日となります。

**同封の定期報告書、記入要領及び封筒**には、「提出期間が平成23年6月1日より平成23年6月30日まで」と印字されていますが、平成23年6月1日から平成23年8月31日までの期間にご提出ください。

### ○添付書類(診断書、戸籍、住民票等)の提出について

定期報告書の添付書類(診断書、戸籍、住民票等)について、個別のご事情によりご提出が困難な方は、労働基準監督署にご相談ください。

なお、定期報告書の添付書類は、平成23年6月1日から平成23年8月31日までの期間に作成されたものを提出して頂くこととなりますので、ご注意ください。

平成23年5月  
厚生労働省労働基準局

## 労災保険から年金を 受給されている皆さまへ

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

労災保険の定期報告書(様式)については、平成23年5月下旬、労災年金受給者(誕生日が1月1日から6月30日までの方)の皆さまに郵送しております。お手元に届いておりますか。

労災保険から年金を受給されている皆さまに、年1回(※)ご報告いただいている定期報告書を確実にお届けするため、ご自宅等を離れて避難生活を余儀なくされている皆さまの居住先を裏面または最寄りの労働基準監督署又は労働局労災補償課までお知らせくださいますようお願いいたします。

郵便局への転居届の手続きがお済みの場合であっても、労災年金受給者の皆さまの居住先を確実に把握し支援が行えるよう、裏面または最寄りの労働基準監督署までご連絡を頂きますようよろしくお願いいたします。

(※) 東日本大震災により、災害救助法が適用される市町村(東京都の区域を除く。)に平成23年3月11日時点でお住まいの方で、誕生日が1月1日から6月30日までの方は、定期報告書(労災就学等援護費の定期報告書を含む。)の『提出期限』(通常は6月30日)が平成23年8月31日に延長されています。

## 労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の提出期限延長のお知らせ

災害救助法が適用された市町村に住所地を有する労災保険年金・特別遺族年金受給者の皆さまへ

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

東日本大震災により、災害救助法が適用された市町村(東京都の区域を除く。)に住所地を有する皆様の定期報告書(労災就学等援護費の定期報告書を含む。)の『提出期限』(通常は6月30日)が平成23年8月31日に延長されることとなりました。

### ○提出期限が平成23年8月31日に延長されました。

提出期間は、平成23年6月1日から平成23年8月31日となります。

**同封の定期報告書、記入要領及び封筒**には、「提出期間が平成23年6月1日より平成23年6月30日まで」と印字されていますが、平成23年6月1日から平成23年8月31日までの期間にご提出ください。

### ○添付書類(診断書、戸籍、住民票等)の提出について

定期報告書の添付書類(診断書、戸籍、住民票等)について、個別のご事情によりご提出が困難な方は、労働基準監督署にご相談ください。

なお、定期報告書の添付書類は、平成23年6月1日から平成23年8月31日までの期間に作成されたものを提出して頂くこととなりますので、ご注意ください。

# 労災保険から年金を 受給されている皆さまへ

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

労災保険の定期報告書(様式)については、平成23年5月下旬、労災年金受給者(誕生日が1月1日から6月30日までの方)の皆さまに郵送しております。お手元に届いておりますか。

労災保険から年金を受給されている皆さまに、年1回(※)ご報告いただいている定期報告書を確実にお届けするため、ご自宅等を離れて避難生活を余儀なくされている皆さまの居住先を裏面または最寄りの労働基準監督署又は労働局労災補償課までお知らせくださいますようお願いいたします。

郵便局への転居届の手続きがお済みの場合であっても、労災年金受給者の皆さまの居住先を確実に把握し支援が行えるよう、裏面または最寄りの労働基準監督署までご連絡を頂きますようよろしくお願いいたします。

(※) 東日本大震災により、災害救助法が適用される市町村(東京都の区域を除く。)に平成23年3月11日時点でお住まいの方で、誕生日が1月1日から6月30日までの方は、定期報告書(労災就学等援護費の定期報告書を含む。)の『提出期限』(通常は6月30日)が平成23年8月31日に延長されています。

県	監督署	郵便番号	所在地	電話番号
岩手	盛岡	020-0045	盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号 マリオス8階	019-621-5115
	宮古	027-0073	宮古市緑ヶ丘5-29	0193-62-6455
	花巻	025-0091	花巻市西大通り1-6-24	0198-23-5231
	釜石	仮庁舎 026-0012	釜石市上中島町3-2-12 新日本製鐵(株)健康保険組合釜石支部健康センター2F	0193-23-0651
	一関	021-0864	一関市旭町5-11	0191-23-4125
	二戸	028-6103	二戸市石切所字荷渡6-1 二戸合同庁舎2階	0195-23-4131
	大船渡	022-0002	大船渡市大船渡町字台13-14	0192-26-5231
宮城	仙台	983-8507	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-9071
	石巻	986-0832	石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎	0225-22-3365
	古川	989-6161	大崎市古川駅南2-9-47	0229-22-2112
	大河原	989-1246	柴田郡大河原町字新東24-25	0224-53-2154
	瀬峰	989-4521	栗原市瀬峰下田50-8	0228-38-3131
福島	福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎1階	024-536-4610
	郡山	963-8025	郡山市桑野2-1-18	024-922-1370
	いわき	970-8026	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎4階	0246-23-2255
	会津	965-0803	会津若松市城前2-10	0242-26-6494
	須賀川	962-0834	須賀川市旭町204-1	0248-75-3519
		961-0074	白河市郭内1-124	0248-24-1391
	会津署 喜多方支署	966-0896	喜多方市字諏訪91	0241-22-4211
	相馬	976-0042	相馬市中村字桜ヶ丘68	0244-36-4175
	富岡	仮事務所 970-8026	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎5階	0246-68-6044

岩手労働局 労働基準部労災補償課	020-0023	盛岡市内丸7番25号盛岡合同庁舎1号館	(直)019-604-3009
宮城労働局 労働基準部労災補償課	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	(直)022-299-8843
福島労働局 労働基準部労災補償課	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	(直)024-536-4605